

高取町教育委員会定例会の傍聴について

高取町教育委員会事務局

- 1 傍聴を希望される方は、必ず開始 60 分前から 10 分前の間に、申請書を提出し、傍聴券の交付を受けてください。また、開始 10 分前まで会場に入ることはできません。ただし、傍聴を希望する方が、3 名以上の場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける方を決定します。

- 2 次のいずれかに該当する方は、傍聴する事ができません。
 - ・ 銃器、棒、その他の人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者。
 - ・ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者。
 - ・ 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、または携帯している者。
 - ・ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
 - ・ 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者。
 - ・ 酒気を帯びていると認められた者。
 - ・ 上記の他に、議事を妨害、または人に迷惑を及ぼすおそれがある者。

- 3 傍聴券は、退場の際に係員に必ず返還してください。